

## 海岸地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海岸地区まちぢから協議会規約第25条第2項の規定により、海岸地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 海岸地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

また、必要に応じて部会内にグループを設置し、互選によりグループリーダーを置く。

(1) 広報部会

ホームページグループ

広報グループ

掲示板グループ

(2) 防災安全部会

(3) イベント企画部会

市民集会グループ

合同新年会グループ

梅まつりグループ

盆踊り検討グループ

(部会の所掌事項)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする

(1) 広報部会

イ ホームページに関すること

ロ 広報紙等に関すること

ハ 掲示板設置に関すること

ニ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関すること

(2) 防災安全部会

イ 防災訓練の実施に関すること

ロ 安全・安心な暮らしに関すること

ハ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関すること

(3) イベント企画部会

イ 市民集会、合同新年会、梅まつり等海岸地区まちぢから協議会が主催、共催する一般的催しに関すること。

ロ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関すること

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

この規程は、平成30年6月23日に一部改正し直ちに施行する。